

尾陽の學醫、貝原篤信は、世人その名譽を知る、一世の編集諸書あり、略○ある時尾州公へ、一萬金の拜借願をなす、此段役人衆より、公へ言上いたしける處、深き尊慮あつて、願の通拜借仰付らる、篤信右の一萬金を以、自國又は隣國の藥店にある處のカビ饑藥を買ひ切て、船に積、波濤へ捨たり、是より藥店に嘆藥なし、故に藥店の藥入替つて病者少しと、篤信の筆記に見へたり、實に難有聖醫の仁、後代醫道の龜鑑と云べし、

〔大成令藥種六十七〕寛文六年九月

一江戸町藥屋共、私として座を定、藥種之内何ニよらず、一所江買取まめうり致候、又はにせ藥等有之由に候、向後堅く可爲停止、總而藥種にかざらず、何事にても座を定、まめうり致候もの有之候は、兩町奉行所江可申達之旨、江戸町之年寄共に申渡候、其上藥種之問屋、并藥屋共不殘評定所江召寄、藥種の内何によらず、一所江かい取商賣高直に仕候事、又はにせ藥種致候儀、自今以後爲停止之旨、可存其趣候、自然右の旨趣、相背もの有之は、藥種仲ケ問たりといふとも、訴人に可出、若隱置他所より露顯申候は、可爲曲事候由申附候事、

九月

藥種問屋

〔大成令藥種六十七〕享保七年七月

覺

一此度和藥眞偽吟味之儀、藥種問屋共、井桐山太右衛門問屋申付、伊勢町におゐて、改會所相建、都合問屋廿五人之者相改候筈に候、然所只今迄は、所々より出候和藥問屋之外、中買并藥種屋共方に而も、直々に買請候由、自今は右廿五人之問屋共之外、脇々に而、山々より出候和藥直買不仕、廿五人之問屋共之内に而、勝手次第相調可申候、若相背、和藥直買仕候は、急度曲事可申付候、只今迄和藥持來候者、向後は參次第、右會所江持參候様に致差圖可遣候、若不埒之者も有之候は、問